

平成23年度第4回政治資金適正化委員会

(開催要領)

1. 開催日時：平成23年10月5日（水） 13時30分～14時30分
2. 場 所：総務省 共用10階会議室
3. 出席委員：上田廣一、小見山満、日出雄平、谷口将紀、牧之内隆久の各委員

(議事次第)

1. 開 会
2. 議 題
 - (1) 今後想定される審議事項について
 - (2) 政治資金監査に関するQ&Aについて
 - (3) 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について
 - (4) その他
3. 閉 会

(配付資料)

- 資料1-1 今後の審議事項について
- 資料1-2 今後の政治資金適正化委員会スケジュールイメージ
- 資料1-3 「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」
(平成23年3月)における論点整理表
- 資料2 政治資金監査に関するQ&A
- 資料3 登録政治資金監査人の登録者数及び研修等の実施状況
- 資料A 今後の審議事項について
- 資料B-1 政治資金適正化委員会の取組等に係るレビューについて(案)
- 資料B-2 政治資金監査報告書の記載内容等に関する調査表
- 資料C 政治資金監査に関する研修テキスト(平成22年9月改定版)＝増補版＝
- 資料D フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧(平成23年度下半期分)

(本文)

【上田委員長】 それでは、ただいまから平成23年度第4回政治資金適正化委員会を開催いたします。委員の皆様方におかれましては、御多忙中のところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、まず事務局より、このたびの人事異動の御挨拶がありますので、お願いいたします。

【田谷事務局長】 8月15日付で事務局長を仰せつかりました、田谷聡でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【上田委員長】 次に、平成23年度第2回委員会の議事録についてでございますが、事前に各委員から御意見を賜ったものを事務局からお渡しさせていただきました。第2回委員会の議事録について、異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 御異議がないようですので、6年後の公表まで、事務局において適切に管理していただきたいと思ひます。また、平成23年度第3回委員会の議事録につきましては、お手元にお配りしておりますので、同様に御意見等がありましたら事務局まで御連絡をお願いいたします。そして、次回の委員会でお諮りさせていただきます。

それでは、本日の第1の議題「今後想定される審議事項について」の説明を事務局にお願ひします。参事官、お願ひします。

【岡本参事官】 それでは、御説明をさせていただきたいと思ひます。恐縮でございますが、資料を外していただきまして、資料1-1から御説明申し上げたいのですが、資料1-1が詳しくなったものが1-2、1-3とございまして、その次の、委員限りの資料Aというところになってございます。この資料Aと資料1-2、1-3を主に使いまして御説明をさせていただければと考えております。

それではまず、資料Aのほうを御覧いただきたいと思ひます。今後の審議事項についての案ということでございます

まず、一番上の括弧でございますけれども、政治資金規正法の附則、いわゆる3年見直しの検討の附則の規定でございます。第18条でございまして、「新法の規定については、国会議員関係政治団体に係る収支報告等の特例制度の実施後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、収支報告等の特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。」という規定で

ございます。これに関しましては、今お読みいたしましたとおり、条文上、時期が明示されていませんが、現行制度で3回目の収支報告書の要旨、21、22、23年の収支報告書の要旨が平成24年11月30日に公表されるということを考えますと、その日以降に現行政治資金監査制度の見直しに係る検討が開始されることを想定することが考えられるのではないかと。また、現在御就任いただいている委員の任期3年目の半ばぐらいに当たるということ等もございまして、以下の2つの事項について、平成24年秋までに審議・検討し、法制度及び運用の見直しの議論に資することとしてはどうかというものでございます。

1つ目が、これまでの政治資金適正化委員会で取り組まれてこられました、取組等につきまして、関係者アンケート等を実施しながら、幅広くレビューを行うこと。2番目が、平成23年3月に取りまとめられました「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」におきまして、「政治資金の収支の報告及び公開に関し検討すべき重要事項」とされた項目につきまして、下記のとおり分類し、さらに検討を深めること、「取りまとめの深掘り」という言葉を使わせていただいておりますが、そういうことでございます。

ここで、平成23年3月の取りまとめに関しまして、論点整理表を作らせていただきましたので、資料1-3、A3の横の表を御覧いただきたいと思っております。10項目にもわたり、かなりの量になりますので、かいつまんで御説明をさせていただきたいと思っております。

資料1-3の論点整理表でございますが、こちらは23年3月に委員会取りまとめにつきまして、論点、左側のところはかなり省略して記載してはございますけれども、中段の現状・経緯等、右側の検討の方向性のところは、できる限り原文に忠実に記載させていただいておりますのでございまして、体言止めのところは、その後は省略しておりますけれども、基本的にはそのまま記載させていただいている表でございます。

そこで、項目を振り返っていただきますと、まず、1ページ目、「(1) 領収書等の必要記載事項」ということで、左上の論点です。「支出の目的」、「金額」、「年月日」に加え、「支出を受けた者の氏名」、「支出を受けた者の住所」も領収書等の必要記載事項とすべきではないかという指摘があるということに関しまして、現状・経緯等が中段にございます。右側で検討の方向性の中段でございますが、アの「氏名」のところにつきましては、「記載を義務付けることが困難な事例をさらに検証しつつ、それらの事例の取扱い等も含め、検討を行う」。イの「住所」のところにつきまして、アンダーラインのところでございますけれ

ども、「記載の義務付けの当否及びその範囲等について検討を行う」ということで、引き続き検討ということになっているところでございます。

また左に戻っていただきまして、論点下段でございます。「支出の目的」の記載に欠ける領収書についても、いろいろと指摘があるところでございます。これに関しまして、現状・経緯等の2つ目の丸の「当委員会では」というところでございますけれども、「政治資金監査上の取扱いとして、支出の目的が記載されていない領収書等について、当該領収書等の発行者情報を含む領収書等の記載事項と会計帳簿の記載事項との整合性がとれている場合は、支出状況の確認に活用できる旨の見解を示した」ということで、見解を示していただいたわけでございます。右側の検討の方向性のところを見ていただきますと、「政治資金規正法上も、一の書面にすべての事項が記載されていない場合、一律に領収書等が存在しないものとして扱うのではなく」、そこから飛ばしていただきまして、5行目、真ん中ぐらいですけれども、「両書面を合わせて領収書等として扱い、国民の不断の監視と批判の下におくという取扱いも想定される」というようなことで、取扱いについての考え方を示していただきました。

下でございます。「法律上の取扱いとして、会計責任者に徴収、保存、提出義務が」、次のページ、2ページになりますけれども、「課される領収書等について、単一の書面に必要事項が記載されていない場合、必要記載事項を補完する他の書面と併せた複数書面でもよいことについては、関係者の事務負担、国民の目から見た透明性の確保といった観点に留意しつつ、検討を行っていくことが適当」というようにまとめていただいております。

(2)でございます。「金銭を伴わない収入又は支出の記載方法」ということで、論点のところですが、「金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上する取扱いは、煩雑」であるという指摘があるわけですが、一番右側の検討の方向性のところまで行っていただきまして、アンダーラインのところですが、「例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当」とされているところでございます。

「(3) 前払式証票による支出の記載方法」でございます。ここは中段、現状・経緯等を見ていただきますと、「当委員会では、交通事業者が運営する電子マネーについては」、飛

ばしていただきまして、6行目になりますけれども、「簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した」ということで、見解を示していただいたわけでございます。そこで、右側、検討の方向性のアンダーラインのところでございますけれども、「例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に要する記載欄と、前払式証票の利用により、金銭の支出時点の相手・目的及び日時と商品等の購入時点の相手・目的及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄を分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当」というふうにまとめていただいております。

「(4) 後払式証票及びクレジットカードによる支出の記載方法」です。これに関しましても、真ん中の現状・経緯等のところで、「当委員会では、ETCカードの支払いについては」、最後のところになりますが、「簡易な記載方法として認めることが適当である旨の見解を示した」ということでございます。

3ページの現状・経緯等のところを見ていただきますと、「当委員会では、政治団体からの意見も踏まえ、ETCカード以外のクレジットカードについても」ということでございまして、5行目まで飛んで行きますと、「簡易な記載方法を認めることが適当であるとの意見を表明し、所管庁では、この意見を踏まえ、「一括払い」の場合には、このような簡易な記載方法で差し支えないとの考え方を周知している」ということでございます。

ここで、お戻りいただいて恐縮ですが、2ページでございます。検討の方向性のところでございますが、当初から読ませていただきますと、「今後、リボ払い、分割払い、ボーナス払いなどの支払い方法の選択が増加する場合、商品等の購入と、それに対応する金銭による支出との関連性がより不明確となる状況も予想されるところであり」ということでございまして、アンダーラインのところですが、「例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴う通常の商品等の購入に関する記載欄と、クレジットカードの利用などにより」、3ページになりますけれども、「商品等の購入の相手及び日時と金銭の支出の相手及び日時が異なる場合の商品等の購入に関する記載欄とを分け、便宜上の収入の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当」となっております。

「(5) 会計帳簿への住所の記載」でございます。事実上又は社会通念上、支出を受けた者の住所の特定が困難な場合や、主たる事務所の所在地であるかどうかの判断が困難な場合があるということでございますけれども、中段の現状・経緯等のところですが、委員会におきまして、最後のほうの結論のところだけ読ませていただきますが、「政治資金監査に

においては記載不備とは扱わないことが適当であるとの見解を示し、政治資金監査マニュアルにも記載した」というような扱いをしていただいているところでございます。ここで、一番右側ですけれども、アンダーラインのところですが、「一定の場合には住所の記載し難い理由を記載することで代えるなどの対応について検討を行っていくことが適当」というふうにまとめていただいております。

下になりますけれども、左の4行目ぐらいからになりますが、「内部管理用の帳簿である会計帳簿にまで、全ての支出について支出を受けた者の住所を記載することは、会計責任者等に対し必要以上の負担を課すことになるとの意見」があるわけでございますけれども、このところ等に関しまして、現状・経緯等のところは飛ばさせていただきます、検討の方向性、3ページの一番右下でございますけれども、「収支報告書に支出を受けた者の住所の記載が義務付けられている、通常の政治団体であれば5万円以上の政治活動費、資金管理団体であれば人件費を除く5万円以上の支出、国会議員関係政治団体であれば、人件費を除く1万円を超える支出については、領収書等に住所の記載がある場合、会計帳簿への住所の記載義務のあり方を見直す方向で検討を行っていくことが適当」ということでございます。

4ページでございます。現状・経緯等のところでございますが、括弧欄下のところになりますけれども、「収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出について」でございます。ここにはいろいろな意見がございます。①、②、③、④、例えば④ですと、「少額の支出についてまで、全て住所把握を求めることは、必要以上の負担を課しているのではないかな」等々の意見がございます。こちらに関しまして、検討の方向性で、「今後、収支報告書で住所を報告すべき支出以外の支出については、左記の意見に係る議論を深めつつ、収支報告書で住所を報告すべき支出の取扱いや従来の取扱いも踏まえながら、検討を行っていくことが適当」というふうにまとめていただいております。

「(6) 政治資金監査を受けた収支報告書の訂正」でございますが、真ん中の現状・経緯等でございます。「当委員会では、政治資金監査を受けた収支報告書についても多くの訂正事例が出ていることを踏まえ、政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについて見解を示した」ということで、見解を示していただいております。右でございますけれども、検討の方向性ですが、「政治資金監査を受けた収支報告書が訂正される場合の政治資金監査の取扱いについては、政治資金規制法上規定されておらず、その取扱いが明確になっていない現状を踏まえ、今後、その取扱いについて検討を行って

いくことが適当」というようにまとめていただいております。

「(7) 収支報告書に記載すべき支出の区分」でございます。これにつきましても、委員会で度々御議論いただいたところございまして、支出の分類基準に分かりにくい部分があるというようなこと。5ページにまたがりますけれども、「支出項目の区分について、「経常経費」と「政治活動費」の区分、性質別となっている「経常経費」の区分、目的別となっている「政治活動費」の区分等について見直すべきではないかという意見」がございまして。ここに関しまして、4ページにお戻りいただいて、検討の方向性でございます。今までいろいろな見解なり手引等により充実を図ってきたわけで、「適宜充実を図ることが適当」ということに加えまして、「支出項目の区分の見直しについては、国民から見て当該政治団体の活動実態が把握しやすくなるものとする視点、政治団体が自ら」、5ページになりますけれども、「支出の分類を行いやすくするなど、政治団体の会計上の事務負担にも配慮したものとする視点を踏まえて、政治団体が正しく記載でき、かつ各政治団体間において記載内容の比較可能性を確保することを前提としながら、検討を行っていくことが適当」とされております。

「(8) 業務制限の範囲」でございます。ここは、現状・経緯等を見ていただきますと、「当委員会では、業務制限が設けられた趣旨は、政治資金監査の外部性の確保であることから、政治資金監査マニュアルにおいて、自ら作成・徴取した収支報告書や会計帳簿等の関係書類について自ら政治資金監査を行うことになる場合は適当でないとしている」ということ。また、「登録政治資金監査人の氏名は、政治資金監査報告書において国民の目に明らかになることに留意するよう注意を喚起している」というところでございます。右側の検討の方向性ですけれども、「政治資金規正法に基づく業務制限の範囲については、実際の政治資金監査において、問題となる事例の状況も見極めながら、他法令も参考にしつつ、検討を行っていくことが適当」ということでございます。

「(9) 年の途中において国会議員関係政治団体でなかった期間がある政治団体の政治資金監査等」というところでございます。真ん中の現状・経緯等でございますけれども、委員会におかれましては、政治資金監査マニュアルにつきまして、いろいろと確認の対象範囲というところを決めていただいているわけでございますけれども、一番右側でございますが、「今後、法改正が検討される際には、左記取扱いの明確化についても検討を行っていくことが適当」とされております。

「(10) その他の事項」についてでございます。

まず1番目が、「インターネット公表の義務付けを検討すべきとの意見」についてでございます。一番右側の検討の方向性ですけれども、「財源措置等についての都道府県の理解の促進に努めることにより、都道府県選挙管理委員会のインターネット公表の促進を図ることが適当」ということと、「インターネット公表の義務付けについては、その状況を見極めながら、国会において検討されるべき課題」というふうにされております。

また、「政治資金の収支の報告及び公開に関わるその他の重要事項」としまして、真ん中のところになりますけれども、「収入に関する政治資金監査」、「企業会計方式の導入」、「国会議員関係政治団体の収支報告書の連結及び提出先の一元化についても指摘されている」ということに関しまして、一番右側のところでございますけれども、検討の方向性で、「政治資金規正法における政治団体の収支の公開の基本的枠組みに関わる事項であり、政治活動の自由との関連等、まずは国会において議論されるべき課題」というふうにまとめているところでございます。

資料1-3の説明は以上でございますが、恐縮ですが、資料Aのほうにお戻りいただければと思います。

これらの項目につきまして、一番下の表のところになりますけれども、大きく4つに分けて、1つの項目が1回の議論で足りない可能性が高いですので、1つの区分の項目につきまして、2回ずつ御議論いただく、その1からその5までということではいかがかということでございます。

具体的には、資料1-2のほうを見ていただければと思いますけれども、スケジュールのイメージということでございまして、第4回委員会が本日ございまして、第5回委員会、第6回委員会、以降、各論その1、その2、その3、その4の議論をしていただきまして、24年の秋に取りまとめをしていただければいかがかということでございます。

そこで、アンケートに関しまして御説明をさせていただきたいと思いますが、資料のB-1という後ろのほうの資料になります。右肩に委員限り資料B-1とさせていただきます。おります「政治資金適正化委員会の取組等に係るレビューについて（案）」につきまして、あわせて御説明させていただきます。

アンケート調査等を順次実施していくということの概括的な事項を取りまとめたものでございます。総務省の調査結果につきましては、今年の12月の委員会の際に御報告させていただきたいと思っております。なお、昨年12月の委員会の際にも、総務大臣所管分の国会議員関係政治団体について御報告させていただいたところでございます。特

に3つ目のポツ、記載例(2)、記載例(3)のところでございます。その団体が昨年に比べて増えたか減ったか。また、記載例において不備を指摘された内容等の分析もしてまいりたいと思っております。また、少額領収書等の写しの開示制度等の状況につきましても、御報告をさせていただきたいと考えております。

都道府県選挙管理委員会に関しましては、照会し、それを取りまとめるのに時間がかかるところもございまして、調査結果の取りまとめ時期は24年1月にさせていただければと思っております。

また、都道府県選管に回答の時間を十分に与えるという趣旨もあり、資料B-2でございますけれども、こちらで現在照会をさせていただいているところでございます。具体的にはこちらの結果をベースに資料を作成することになろうかと思いますが、都道府県選管に関しましても、記載例(2)、記載例(3)がどうなったかを、今回は記載例(4)がどの程度の数があるかということもあわせて聞かせていただこうと思っております。その他、各自治体におきまして、問題が様々あるかと思しますので、いろいろな意見などもくみ上げるような形で御報告をさせていただければと考えております。

2ページをお開きいただきたいと思います。

政党事務局に関しましてもアンケートをさせていただければと考えておりますが、調査結果の取りまとめ時期は3月を考えておりまして、これに関しましては、今年3月の中間取りまとめにおきます重要事項に関しまして、政党等にも非常に大きな影響を与える話でございますので、その点に関する実態、実務上問題となる点等をお聞きする必要があるのではないかと考えておりますが、この調査項目につきましては、改めて事務局のほうから委員会に正式にかけさせていただきまして、御相談をさせていただきたいというふうに考えております。

また、登録政治資金監査人に関しまして、2年前にアンケートをさせていただいたところでございますけれども、再度、改めてアンケートをさせていただきたいと考えております。これに関しましては、23年分の収支報告が来年1月から5月まで監査が行われますので、24年6月に報告をさせていただくということで考えております。

主な調査項目といたしまして、中間の取りまとめを踏まえた実態調査を行う必要があるのではないかとということと、委員会でお取組いただきましたチェックリスト等の活用状況等、実施状況等がどうなっているのか。また、政治資金監査の実態調査ということで、登録政治資金監査人はいろいろヒアリングいただくということが多いわけですが、そのヒア

リングがどのようにされているか等々。

また、3ページになりますけれども、政治資金監査制度に関して意見等がないか。例えば、業務制限の範囲に関する質問が多数寄せられているわけですが、これに関する意見等々。また、加えて基礎的な調査ということでございますが、これに関しましても、平成24年6月ということを進めますと、時間がありますので、実際の調査項目について、改めて案を作らせていただき、委員会に諮らせていただいた上でアンケートをさせていただきたいと考えているところでございます。

最後に、資料Aに再度お戻りいただきまして、中段でございまして、このような形でアンケート等でレビューをいただき、また、取りまとめの深掘りをしていただきながら、※のところでございますけれども、委員会の御判断でございますが、検討結果の取扱いに関しましては、様々なケースを念頭に置きながら、建議を行うこと及びその時期の是非も含めて、状況に応じて御議論、御判断いただくことというように考えております。

説明に関しては以上で終わります。よろしくお願いいたします。

【上田委員長】 はい、ありがとうございます。この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

私から最初に、事務局のほうに御質問があるんですけども、冒頭の法律の18条、印刷物の2行目から3行目にかけて、「特例制度の対象となる政治団体の範囲の拡大等について」とかいうので、政治団体の範囲の拡大というのが一つの例示みたいな、最初に上がっているんで、これについて何か、我々は何か検討したとか、あるいは、検討するとかしなくてよろしいのかなと、ちょっと私、今、条文を見ながら思ったんですけども、これ、どうなんですかね。例示では上がっているんですけども。

参事官。

【岡本参事官】 議員立法でございますので、我々も定かなことは言えないんですが、当時の議論に関する、資料等を見ても、政治団体の範囲について、国会議員関係政治団体と申しますか、改正政治資金規正法の対象とする政治団体をどうするかについて、各党間の議論があったようでございます。ある政党は、全ての政治団体ということを目指したという時期もあったようでございますので、そうなりますと、例えば、知事とか都道府県議会議員等、地方関係の政治団体も含むというような議論もあろうかと思っております。また、国会議員関係政治団体の定義として、更にもう少し対象を広げるべきでないかというような議論もなされたと聞いているところでございますので、そういうような経緯も踏ま

えてこのような規定ができたのではないかと考えているところでございます。

ただ一方で、こちらの項目を委員会が御議論されるかどうかということに関しましては、それは委員会の御判断なのだろうと考える次第でもございます。

以上です。

【上田委員長】 では、谷口委員、お願いします。

【谷口委員】 今、委員長がおっしゃった点について、私は検討すべきだと思います。というのは、これがまさに附則で唯一の例示ということもありますし、それからもう一つは、実質的な国会議員の関連団体でありながら、政治資金規正法における国会議員関係政治団体ではないとして政治資金監査が行われなかった事例等が既に報道されているところです。また、第3に、政治資金収支報告書は国民に広く公開されているわけですが、今や登録政治資金監査人の方々こそが最も注意深くこの報告書を御覧になっている、少なくとも一つのカテゴリーであろうと。そういった方々の意見が集約される当委員会においてやるべきことがあるのではないかと。そういった観点から、建議に至るかどうかはともかく、少なくとも現状がどうなっているのかを把握しておくことが重要だと思いますし、更に言えば、「(10) その他事項」の連結等々のことも関連してくると思いますので、そちらを含めて、ひとつ柱を立てるべきなのではないのかと考えます。

【上田委員長】 私が冒頭に大きなテーマを振っちゃって申しわけないのですがけれども、小見山委員、いかがですか。

【小見山委員】 私も、ここに書いてある以上は触れて議論すべきだと思います。結論はどういう形になるかはまた別としましても、とりあえずそういうふうなことをやったという経緯は必要じゃないかと思います。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 私の意見というよりは解釈としてですけども、18条が「講ぜられるものとする」という任務を負っているのは国会ということで理解していいのか。適正化委員会ということではなくてですね。そのために必要な資料を、資料というか、そういう議論に資するという観点から、秋までに、来年の11月ぐらいまでに、この間出した検討事項の深掘りをしていく、そういうことをしてはどうかという事務局の提案だという理解でよろしいでしょうか。

【上田委員長】 事務局長、お願いします。

【田谷事務局長】 私も着任いたしまして、これまでの委員会の議論を読ませていただ

きましたが、第1期の任期を終了するに当たり一つの機会であるということと、3年見直しの時期が来るということとをにらみ合わせながらお取りまとめいただいたと聞いております。当然、制度上は、建議の話と3年見直しは直ちにリンクするものではありませんが、これらを踏まえ御審議いただければと考えております。

【上田委員長】 牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 先ほど谷口委員から御提案がありました、国会関係政治団体で実質上ありながら、これをかいくぐっているようなところがあるのではないかというような報道等の指摘がありますが、そこらについては、まさしく現在の法律をどう完全に執行していくかという問題ですので、当委員会が十分に検討をすべき問題であるというふうに思います。

ただ、更に現在の法律制度の適用範囲を拡大するかどうかということは、18条にあるから本委員会が議論すべきだということにはストレートにならないのではないかと思います。もちろん、だからといって、する必要がないと言っているわけではありませんけれども、18条を根拠に、今日の段階で、いや、これをやろうという結論を出すのはちょっとどうなのかな、もうちょっと待っていいんじゃないかと思えます。

【上田委員長】 私も、検討が加えられるとか、必要な措置が講ぜられるとか、18条の主語はおそらく国会なんですね。ですから、国会が法律をつくられて、我々が委員会として今まで実施に向けてのいろいろな検討を行ってきた。ただ、その検討を行っている我々が何らかの認識といいますか、問題認識なんかを持って検討したということぐらいは、何か私は残しておかなければいけないのかなと思ったんです。

【牧之内委員】 はい。その点であれば異議ありません。

【上田委員長】 はい、どうぞ。日出委員。

【日出委員】 私のほうも、やはり読んだときに、「政治団体の範囲の拡大について検討が加えられる」というふうに明文化されていますので、適正化委員会のある面では役割であろうというふうに考えております。現在の状況を見ても、政治資金に対する国民の目というのは、かなり厳しいものがあるということや、あるいは、税理士会などのアンケートの中でも、こういったものの拡大をすべきではないかという意見もかなり寄せられているところを踏まえますと、やはりこの委員会の中でそういった議論をしていくということは必要なのではないかと思っています。

以上です。

【上田委員長】 ありがとうございます。事務局のほうで、今日はその検討を始めるという意味ではございませんので、これから検討を深めていく過程の中で、それが何らかの形で入れるかどうか、ひとつ御検討いただければと思います。

【岡本参事官】 議論の材料を検討させていただきたいと思います。

【上田委員長】 ほかに何か。谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 「(10) その他事項」の中の「企業会計方式の導入」というところなんです。これは従来、当委員会の議論では、むしろ(7)のところの関連でなされてきたと思います。また、過去の登録政治資金監査人の方々のアンケートなどでも企業会計方式の導入を求める意見が上がってきていることもあり、さらには、公認会計士の先生、税理士の先生がいらっしゃる当委員会こそが、そういったものの国会における検討資料を作成するためにふさわしい場であるというふうに思います。ここは(7)の関連事項として、単に国会での議論に委ねてしまうよりも、当委員会でその前段階、資料となるような検討を加えるというオプションはあるのではないかと考えます。

【日出委員】 同感です。

【上田委員長】 参事官、いかがですか。

【岡本参事官】 資料1-3は3月の中間とりまとめをそのまま表の形で提出させていただいたものでございますので、今ご指摘があった、まず、谷口先生の御指摘に関しましては、企業会計の議論もされてきたと思いますし、(7)の項目と関連して議論いただいたときもあったと認識しておりますので、そこところが議論される場合に、併せてどこまで深掘りできたものができるかどうか、これから検討し、また、御相談しながら進めたいと思いますが、そういう論点があるということも踏まえて御議論いただく資料を作ってまいりたいと考えております。

【上田委員長】 日出委員、どうぞ。

【日出委員】 追加で、(3)(4)、こういった処理の方法などにも、やはり企業会計の導入というのがあれば、解決されるという要素もあるので、(7)という大分後ろのほうで議論しても、どうしても前に出てくるのではないかなと思うので、その辺、ちょっと調整を図っていただければいいかなと思います。

【上田委員長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【上田委員長】 では、本議題については、今日の事務局の御説明について御了承いた

いただいたということで、よろしゅうございますね。

では次に、第2の議題の「政治資金監査に関するQ&A」についての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、Q&Aの御説明をさせていただきたいと思いますが、資料2になります。資料B-2の後ろにあると思いますが、A4横の資料です。

政治資金監査に関するQ&Aを1つ追加させていただきたいというものでして、質問として、「国会議員関係政治団体の収支報告書に、政治資金監査報酬が記載されている必要があるか」ということでございます。回答といたしまして、収支報告書に関しましての一般論でございますけれども、人件費を除く1件1万円を超えるすべての支出の記載ということがありましたら、当然、記載をしていただく必要があるということ。また、問題点があるという判断があった場合には、政治資金監査においては、書面監査において発見した関係法令上の問題点等、その他の事項のヒアリングを妨げないものでございますので、政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めても差し支えありませんということでございます。

趣旨といたしましては、いろんなケースがあり得ると思うのですけれども、収支報告書が連続して出されているのに監査報酬が全く計上されていないという事例がありますと、監査報酬が無料ということも、これは当然あり得ることではありますが、今後、そういうような事例が増えてくる場合に、ヒアリングにおいて問題点と考える場合に説明を求めても差し支えないというようなQ&Aを出すことによりまして、注意喚起の意味を含めまして、Q&Aを出させていただくということを考えたものでございます。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見がございましたら、どうぞ御発言ください。

これは、実際にこういう例があったんでしょうかね。監査報酬が、支出を受けたということにもかかわらず、その監査をした政治団体が支出の記載がないというのは実際にあったんでしょうか。

政治資金課長。

【大泉政治資金課長】 今ちょうど22年分の収支報告書を、最終的には11月までに公表するために作業中でございますけれども、そういうことで、詳しくは次回にと思いますが、そういう別で申しますと、やはり私どものチェックといいますか、見ていく中で、

いろいろな理由はあるので、細かくこれがおかしいという話はできない立場でありますけれども、去年からずっと続いている団体で、去年も監査を受けたはずなのに、その記載が、2年目ですから今年分には出てくるということなのですが、若干ないものが散見されるということなので、それはどうしたのかなというのは非常に気になることではあります。あるいは、何団体分かまとめて見たのでないのかなということも考えられるんですが、その場合も、幾つか見たら、それぞれのどこかの払ったところから労務の寄附というような、財貨であればそういうふうな書き方が本筋であるので、そういうところも含めて監査していただければという思いもありまして、この項目を事務局のほうで若干示唆をさせていただいたといえますか、提案させていただいたところはございます。

【上田委員長】 谷口委員、どうぞ。

【谷口委員】 今のご説明のところ、いくつか確認させてください。1つは、今の御示唆の部分で、無料で政治資金監査をした場合に、これは労務の提供ということで、収支報告上に寄附を受けたという記載をしなくてはいけないのではなかったか。

それと、その場合は収入になるので、政治資金監査の範囲には入らないと思うんですが、それはQ&Aで対応されたという理解でよろしいかという2点。

【岡本参事官】 Q&Aの話を先にさせていただきます。

【上田委員長】 参事官、どうぞ。

【岡本参事官】 政治資金監査に関するQ&A、適正化委員会でまとめていただいたものでございますけれども、こちらの11ページですが、一回御議論いただいております、「政治資金監査を無償で請け負うことも可能か」という問いに関しまして、「政治資金監査を無償で請け負うことも可能ですが、本来支払うべき報酬相当分は、寄附として会計帳簿や収支報告書に記載する必要があります」ということで、Q&Aを出して、これはもう公開されているものでございますので、このような形で取り扱われているというふうに理解しております。

【上田委員長】 政治資金課長、お願いします。

【大泉政治資金課長】 個別にはいろいろな事情がありますから、全部が全部当てはまるという答えではありませんけれども、一般論として申しますと、社会通念上、監査することについて、料金を払うか払わないか、それは社会通念上、払わない監査なり、税務関係とかいろいろあって、それがかなり広まっている、無料のが大分あるということ

でしたらまた考え方はいろいろあると思いますけれども、通例では、やはり監査を受けるということは、それに対する報酬、あるいは実費なりを払わなければいけないということで、それを払わないということになりますと、その分だけの財産上の利益の収受があったというふうに解されることだと思います。したがって、社会通念上は、それは財産上の利益を払うべきものだと考えております。

【上田委員長】 これは、報酬はいつ払うかというのは決めてないんですね。

【大泉政治資金課長】 そういう意味で、年度がずれる可能性はあります。

【上田委員長】 平成22年分の監査が終わった23年の3月に払うことだってあるんですよ。そうすると、その支払いは23年分の収支報告書で出てくるんですよ。

【大泉政治資金課長】 そうです。その時点ではわかりませんので、個別の事情がいろいろなところであるとは思いますが、21年分の監査は、存続する限り受けているので、翌年、23年に入るかもしれませんけれども、22年のときに払うのが通例ではないかなということもあっていると思います。

【上田委員長】 この議題はこのくらいでよろしゅうございますか。

牧之内委員、どうぞ。

【牧之内委員】 これは収入を入れたら、金銭を伴わない収入を入れたら、支出のほうも出さなきゃいけないわけでしょ。相場的に幾らだということを出すわけですよ。今、委員長が言われたように、前年度の監査の報酬を翌年度に払いますから、前年度は出しませんでしたと言っても、そこでは寄附があったとみなさなきゃいけない。先ほどの会計方式の話じゃありませんけれども、発生主義からしたらそういう話になってきますよね。ちょっと何となくすんなり、こういう解釈を続けていくというのは、何となくすんなりこないですね。

【上田委員長】 日出委員。

【日出委員】 回答の仕方の中で、「政治資金監査報酬が記載されていない場合に、その理由の説明を会計責任者等に求めて差し支えありません」という表現ですが、これをさらっと読むと、理由があれば記載されてなくてもいいんだというふうにとられるような気がしますけど。よく聞く例ですが、〇〇後援会とかという形で国会議員の先生の団体で、収入、あるいは支出が非常に少額なケースがありますよね。年間収入3万円で、支出が3万円。その監査を行ったときに、いくら報酬を取ればいいんだという話も大分聞いたことがあるんです。そういったときに、やむを得ず、無償で行ったというケースの場合に、

相場としては幾らなんだといたら、これは成り立たない話なので、Q&Aでは確かに無償の供与で、それは幾らでも上げるべきだというふうには言っているものの、実際にやった人から言えば、取れないということが前提にありますので、金額をお互いに決めるといいうことができないのが現実面です。そうすると、こういった報酬は上げなくてもいいのかというふうに通じてしまうのではないかと思うんですね。できる限り、私とすればきちんと、上げるものは低額であっても評価して上げるべきではないかなと思っているので、こちらの政治資金の管理をする団体とすれば、そういったスタンスであれば、きちんと上げるべきだということを表現してもいいのではないかなと思うのです、ここのところは。ただ、現実面は、無償の事例は多いことは多いです。

【上田委員長】 従来からの物の言い方ですね。どこまでできるか、あるいは、しなければいけないか、しても構わないか、そういう話になってくると、その中で、しても構わないかという範疇に入ってくるので、必ずしなさいとはちょっと書きづらい、答えにくいところがありますね。しかも、なおさら収入と贈与が出てくるなら、なおさら書きづらい。

【牧之内委員】 そうなんですね。でも、建前としてはそうせざるを得ないんでしょうね。

【上田委員長】 事務局長、お願いします。

【田谷事務局長】 先ほど参事官が御説明いたしましたQ&Aには、「政治資金監査を無償で請け負うことも可能ですが、本来支払うべき報酬相当分は寄附として記載する必要があります」とありますが、この「支払うべき報酬相当分」が労務の内容とか手間のかかりぐあいからゼロであるといったケースが本当にあり得ないと言い切ってしまうのかどうか、先生方はどのようにお感じになられますか。

ゼロがあり得るのであれば、今回お示ししたQ&Aのようにその含みを残しておく方がいいのではないかと思います。

【上田委員長】 実際に監査人になられている公認会計士さんとか税理士さんを気持ちを付度して、どうですか、小見山先生。

【小見山委員】 いろいろな種類があることをお聞きしました。例えば、今、日出委員がおっしゃったように、3万円ぐらいの収入で、3万円の支出もあれば、全くゼロの収入と支出というのがあるようでございまして、収支ともにゼロだと見るところもありません。支出のほうですと、領収書も全くないわけですね。帳簿もなければ何もない。にもかかわらず、報告書を書けと要求しているのです。報告書にサインするだけなんですね。そうす

ると、なかなか政治資金監査報告書を頂けないということもありますし、一般国民から見ても、収支がゼロであったことによって憤慨される方もほとんどいらっしゃらないかと思うんですね。ですから、例外的にそういう事例があることも踏まえた中で、必ず報酬を取らなくてはいけないということを言い切るのはいかがなものかなと思います。

【上田委員長】 先に制定したQ&Aの分も若干修正したらいいんじゃないかというのが今の事務局長のご発言なんですか。

【田谷事務局長】 いえいえ、このQ&Aでもそういった場合があるという含みを残していると思いますので、このままでいいのではと存じます。

【上田委員長】 それは何と申しますか、非常に例外なものだから、あとは運用でフォローアップ研修会とか、そういうところで口頭で説明されるぐらいでよろしいんじゃないですか。文章に書くと、またその解釈をめぐって……。

【牧之内委員】 そうですね。横行しているような感じが。

【日出委員】 役務提供しても評価しないものもあるのだと、評価というか、価値に換算しないものもあるという事例があるのだというふうに考えてよろしいですかね。

【上田委員長】 そうなんですよ。

【日出委員】 単純に言うと、そういうことになるのかなと思うのですが。

【上田委員長】 今、小見山先生がおっしゃったみたいに、ゼロゼロ、両方ともゼロ、こっちもゼロと。

【日出委員】 1枚1枚でも同じですからね。

【上田委員長】 一応、監査報告書は起案するのですか。それは役務の提供であることは間違いない。

【小見山委員】 日出委員のおっしゃるのはわかるのですね。例えば、サインするにしても時間がかかりますし、判子料というものもあると思いますが、我々の監査を例にとりますと、重要性の原則というのがありまして、ある程度目をつぶれる範囲はしようがないだろうというものもあります。ですから、ガチガチに言えば、1分でも何円という計算になるのですが、役務の提供の中でも、その範囲の中で非常にわずかであって、評価するに値しないようなものであれば、それは許容範囲の中に入れてよろしいのではないかなと、私はそう思う次第です。

【大泉政治資金課長】 政治資金規正法上、さっきの寄附になるかどうかの一般的な解釈の中に、「社会通念上」という言葉をよく使いまして、社会通念的にそれは寄附というか、

あるいは、財産上の収受がなくても一般的に認められるものはあるというような、通例の解釈ではそういう言葉を使って、私ども解釈しておりますので、若干参考になればと思って発言させていただきました。

【上田委員長】 法律の運用は弾力的にやるところは、大体「社会通念」みたいな。そういうことで、またこの点について修正がありましたら、委員長の私に一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、第3の議題の「登録政治資金監査人の登録者数及び研修等について」の説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 資料3を御覧いただければと思います。

まず、表のページですけれども、登録政治資金監査人の登録状況ということでございますが、9月30日までの総登録者数で、一番下でございます、3,976名ということでございますので、4,000名に近づいてきているというような状況でございます。

裏のページを御覧いただきたいと思います。政治資金監査に関する研修の実施状況、23年度分は月ごとに計上しております。中段ぐらいになりますけれども、23年度の合計としては、131名というような状況になっております。

また、3番でございますけれども、フォローアップ説明会の実施状況ということでございます。9月までで23年度合計505名でございますが、この秋は多数フォローアップ説明会が予定されているところでございまして、また御出席いただく委員の方々もいらっしゃいますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言いただきたいと思います。

御了承いただいたということで、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、「その他」の議題としまして、「政治資金監査に関する研修テキスト(平成22年度9月改定版)＝増補版＝」でございます。これについての説明を事務局よりお願いします。

【岡本参事官】 それでは、委員限り資料Cを御覧いただきたいと思います。

政治資金監査に関する研修テキストでございます。こちらに関しましては、平成22年9月改定版ということで、緑色の本を出させていただいたものの増補版というようなこと

で御了承いただければと考えているところでございます。

こちらに関しましては、1ページ開いて目次のほうを見ていただきますと、政治資金監査報告書記載例の追加ということで、記載例、いわゆる4でございますけれども、その追加の分を掲示させていただくということ。前回委員会でご決定いただきました政治資金監査報告書のチェックリスト、それに関連する資料を掲載させていただくということ。また、収支報告書の提出後に生じた事情とその対応ということで、委員会で御議論いただきまして、現在、フォローアップ研修会等でも使っておるんですけれども、その資料等もこちらのほうにまとめさせていただく形で、増補版ということで、各登録政治資金監査人のほうに送付をいたしたいと考えております。

また、事前レクの際に御質問をいただきまして、御了承いただいた場合になりますが、いつ頃できますかということでしたが、印刷の発注手続き等もありますが、できる限り年内に発送するべく努力してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

では、御了承いただいたということでよろしゅうございますか。もし修正がありましたら、委員長に一任させていただきたいと思えます。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 次に、「その他」の議題としまして、「フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧(平成23年度下半期分)」でございますが、これについての説明を事務局にお願いします。

【岡本参事官】 それでは、委員限り資料Dを見ていただければと思います。

フォローアップ説明会参加申込者からの質問等一覧で、上半期分につきましては、委員会で御報告させていただいたと思いますが、今回、下半期分でございます。これらにつきまして、回答は大体いつも口頭で行っていますが、回答したいということでございます。特段新しい見解というものはないと考えております。

補足的に説明させていただきますと、番号1でございます。「P i t a p a」というのが関西のほうで発行されているということで、S u i c aのようなものではあるのですが、いわゆるS u i c aの機能に加えまして、クレジットカードの機能もついていますので、右側の回答として、前払式電子マネーに関する見解と、また、P i t a p aを使っ

クレジットカードとしての機能で使うことができますので、その場合には、クレジットカードに関しまして委員会で出していただいた見解、両方を足したような形で回答させていただければと考えております。

また、2番、3番とございまして、次のページを見ていただければと思います。特段新しいというのではないんですけれども、8番でございます。若干背景を説明させていただきますと、「税理士による〇〇〇〇後援会」とありますが、実は、質問自体は「〇〇〇〇」が名前が実際に書かれている形で来ておりますので、そののところにしましては、実際どうなっているかというのがヒアリングで聞くわけにもいかず、よくわからないこともございますので、右側のほうは、今までお答えさせていただいている、総論でお答えをさせていただくというような形にさせていただければと考えている次第でございます。

説明につきましては、以上でございます。

【上田委員長】 この件につきまして、御質問、御意見ございましたら、どうぞ御発言ください。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

【上田委員長】 本日の議題は以上でございますが、今後の委員会の進行等について、事務局から何かありますか。

【田谷事務局長】 先ほど委員長におまとめいただきましたQ&Aでございますけれども、今後、ホームページ等を通じて、登録政治資金監査人の方々に周知を図っていこうと思っております。

【上田委員長】 そのほか、事務局から何かありましたらお願いします。

【岡本参事官】 本日の委員会の審議状況につきましては、委員会終了後、総務省8階の会見室におきまして、事務局長によるブリーフィングを予定させていただいております。本日の公表資料につきましても、その場で配布させていただく予定でございます。

また、本日の委員会の議事要旨につきましては、各委員の先生方の御連絡先に明日10月6日の夕方ごろに確認の御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

【上田委員長】 それでは、以上をもちまして、本日の政治資金適正化委員会を終了したいと思います。次回の委員会の開催等につきまして、事務局に説明をお願いします。

【岡本参事官】 次回の委員会についてでございますが、先生方の日程調整をさせてい

いただきました結果、12月20日火曜日午前10時から開催させていただきたいと存じます。詳細はまた御連絡をさせていただきますが、よろしくお願い申し上げます。

【上田委員長】 本日は終始、熱心に御議論いただきまして、誠にありがとうございました。以上をもって閉会いたします。